第一三章　経　理

一　官立学校及図書館会計法

〔一〕

法律第二六号

一八九〇(明治二三)年三月二七日(官報三月二八日)

朕官立学校及図書館会計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十七日

内閣総理大臣　伯爵　山縣有朋

大蔵　大臣　伯爵　松方正義

文　部　大　臣　子爵　榎本武揚

農商務大臣　　岩村通俊

法律第二十六号

官立学校及図書館会計法

第一条　文部省直轄学校及図書館並農商務省所管東京農林学校ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル収入授業料寄付金及其他ノ収入ヲ以テ其歳出ニ充ツルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム

第二条　学校及図書館ノ資金ハ従来所有スル蓄積金政府ヨリ交付シ若クハ他ヨリ寄付シタル動産不動産及歳入残余ヨリ成ルモノトス

第三条　教員事務員ノ俸給諸給旅費器具器械図書標本費授業費試験費生徒ニ関スル諸費事務処費営繕費雑支出其他寄付者ノ指定シタル費途ヲ以テ学校及図書館ノ歳出トス

第四条　学校及図書館ノ寄付金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其約束ニ従ヒ之ヲ使用シ其会計ハ別ニ之ヲ整理スヘシ

第五条　政府ハ毎年各学校及図書館ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト倶ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ

第六条　学校及図書館ノ収入支出ニ関スル規程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七条　本法ハ明治二十三年度ヨリ施行ス其帝国議会ニ関渉スルモノハ帝国議会開会後ノ会計年度ヨリ施行ス

改正　明二六勅令一二六、明三〇勅令一九三、明三三勅令一一九、明三五勅令一〇四

〔注〕一九〇七・三・二七法律第一三号で廃止。

二　官立学校及図書館会計規則

〔一〕

勅令第五三号

一八九〇（明治二三）年三月二七日（官報三月二八日）

朕官立学校及図書館会計規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年三月二十七日

内閣総理大臣　伯爵　山縣有朋
大蔵大臣　伯爵　松方正義
文部大臣　子爵　榎本武揚
農商務大臣　岩村通俊

勅令第五十三号

官立学校及図書館会計規則

第一章　資金

第一条　資金ヲ分テ左ノ二種トス

第一　維持資金

第二　特別資金

維持資金ヲリ生スル利子其他ノ収入ハ学校一般ノ経費ニ充ツルモノトス

特別資金ヨリ生スル利子其他ノ収入ハ特定ノ用途ニ充テ其残余ハ該資金ノ増殖ニ充ツルモノトス

第二条　資金ハ所管大臣之ヲ管理スヘシ

第三条　資金ハ之ヲ支消スルコトヲ得ス但特別資金ニ限リ用途指定者ノ同意ヲ以テ元金ヲ使用スルコトヲ得

第四条　資金ニ属スル現金ハ総テ預金局ニ寄托スヘシ

第五条　資金ニ属スル現金ヲ以テ不動産公債証書其他ノ証券ニ換ヘ又ハ資金ニ属スル不動産公債証書其他ノ証券ヲ離権シ又ハ他ノ不動産公債証書其他ノ証券ニ換ヘントスルトキハ所管大臣ハ大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ但寄付ニ係ル不動産ハ寄付者ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ離権スルコトヲ得ス

第六条　資金ニ属スル現金ノ会計ハ別途ノ歳入歳出トシテ之ヲ整理スヘシ

第二章　歳入歳出

第七条　左ノ諸収入ヲ以テ学校ノ経常歳入トス

第一　政府ノ支出金

第二　授業料及試験料

第三　寄付金

第四　公債証書及諸証券ノ利子又ハ配当金

第五　土地家屋ノ貸付料

第六　実験用生産品売払代

第七　雑収入

第八条　左ノ諸費ヲ以テ学校ノ経常歳出トス

第一　教員事務員ノ俸給諸給及旅費
第二　学術用器具器械図書及標本費
第三　授業費及試験費
第四　奨学費
第五　生徒費
第六　事務所費
第七　営繕費
第八　雑支出

第九条　左ノ諸収入ヲ以テ図書館ノ経常歳入トス
第一　政府ノ支出金
第二　書籍借覧料
第三　寄附金
第四　公債証書及諸証券ノ利子又ハ配当金
第五　土地家屋ノ貸付料
第六　雑収入

第十条　左ノ諸費ヲ以テ図書館ノ経常歳出トス
第一　事務員ノ俸給諸給及旅費
第二　図書費
第三　閲覧室費
第四　事務所費
第五　営繕費
第六　雑支出

第十一条　経常歳出ハ経常歳入ヲ以テ之ヲ支弁スヘシ臨時ノ歳出ニ充ツル所ノ財源ハ其都度之ヲ定ム

第三章　予算決算

第十二条　歳入歳出予定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度六月三十日マテニ各省予定経費要求書ト倶ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第十三条　所管大臣ハ其年三月三十一日現在ノ資金明細目録ヲ調製シ毎年度ノ予算ニ添付スヘシ

第十四条　歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日マテニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第十五条　歳入歳出ノ予定計算書及決定計算書ハ款項ニ区分シ成ルヘク歳入ノ性質歳出ノ用途ヲ明示スヘシ

第十六条　経費ノ所要ヲ明ニスル為メ款項ノ金額ヲ細分シタル予算明細書及決算明細書ヲ調製シ予定計算書又ハ決定計算書ニ添付スヘシ

第四章　収入支出

第十七条　歳入歳出ノ予算ハ決定ノ後所管大臣学校長若クハ図書館長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ

第十八条　学校及図書館会計主任ノ官吏ハ収入官吏トシテ会計規則第二十五条第二十六条第二十八条若クハ第二十

九条ノ手続ニ依リ学校又ハ図書館ノ収入ヲ取扱ヒ学校長又ハ図書館長之ヲ監督スヘシ

第十九条　学校長又ハ図書館長ハ経費ヲ支出スル為メ仕払命令官ノ責任ヲ以テ金庫ニ向ヒテ仕払請求書ヲ発スヘシ

第二十条　学校長又ハ図書館長ハ正当債主若クハ其代理人ノ為メニスルニアラサレハ仕払請求書ヲ発スルコトヲ得ス

在外国人又ハ学術研究旅行者ニ物品ノ購買ヲ委托スル場合ニ於テハ其委托ヲナシタル在外国人又ハ旅行者ヲ請取人トシテ仕払請求書ヲ発シ概算ヲ以テ現金ヲ交付スルコトヲ得

学術試験品標本品購入費奨学費生徒費事務所費ニ限リ所管大臣ノ定ムル所ニ依リ身元保証金額ノ二倍ヲ極度トシ学校会計主任ノ官吏ニ現金ノ前渡ヲナスコトヲ得

所管大臣ハ前項ニ依リ現金前渡ヲナスヘキ費目及金額ヲ定メタルトキハ之ヲ大蔵大臣ニ通知スヘシ

第二十一条　学校長又ハ図書館長ハ総テ仕払請求書ヲ発スル前其支出ハ正当ニシテ必要ナルヤヲ調査シ其金額ヲ算定シ又其支出ハ予算ニ違フコトナキヤ支出科目及所属年度ヲ誤ルコトナキヤヲ調査スヘシ

第二十二条　学校長又ハ図書館長ハ歳出予算明細書ニ定メタル費目ノ彼是流用ヲ要スルトキハ所管大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三条　仕払請求書ニハ受取人ノ氏名(概算渡現金前渡ノ場合ニハ受取人ノ資格トモ)仕払ヲ要スル金額支出科目年度番号支出ノ目的ヲ記載スヘシ但俸給生徒給与ニ限リ集合仕払請求書トシテ別ニ各受取人ノ金額氏名表ヲ添ユルコトヲ得

第二十四条　学校長又ハ図書館長ノ発シタル仕払請求書取扱ノ手続ハ会計規則第三十五条第三十六条第三十八条仕払命令取扱ノ例ニ依ル

第二十五条　各年度ノ歳出ニ属スル仕払請求書ヲ発スルハ翌年度四月三十日ヲ限リトス

第二十六条　現金前渡ヲ受ケタル官吏監督ノ規則ハ大蔵大臣所管大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ

第二十七条　金庫ニ於テ仕払請求書ニ対シテ仕払ヲ執行シ又ハ之ヲ拒絶スルハ会計規則第四十三条第四十五条第四十六条仕払命令取扱ノ例ニ依ル

第二十八条　収入官吏ハ其収入ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ拠リ毎月収入報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ翌月五日マテニ所管大臣ヲ経由シテ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第二十九条　会計主務官ハ其支出ヲ記入スル帳簿ノ結果ニ

拠リ毎月支出調定済報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ翌月五日マテニ所管大臣ヲ経由シテ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第五章　年度繰越歳入残余

第三十条　毎年度内ニ於テ仕払フヘキ義務ヲ生シ債主ノ支出請求ナキカ若クハ事故アリテ翌年度四月三十日マテニ仕払請求書ヲ発セサルモノ及仕払請求書ヲ発シタルモ同日マテニ金庫ニ於テ仕払請求ヲ受ケサルモノハ支出未済又ハ仕払未済トシテ翌年度ニ繰越シ計算ヲナスヘシ

第三十一条　工事又ハ製造費ニシテ年度内ニ仕払義務ヲ生セス仕払請求書ヲ発スルニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第三十二条　所管大臣ハ学校又ハ図書館ノ経費ヲ繰越サントスルトキハ年度経過後一箇月以内ニ繰越計算書ヲ作リ必要ノ参照書類ヲ添ヘ大蔵大臣ノ承認ヲ経ヘシ

第三十三条　大蔵大臣ハ前条繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ会計検査院ニ通知スヘシ

第三十四条　特ニ用途ヲ指定シタル寄付金ニシテ別途整理ヲ要スルモノヽ毎年度内ニ仕払請求書ヲ発スルニ至ラサリシ残額ハ総テ翌年度ヘ繰越シ使用スヘシ其仕払請求書ヲ発シテ年度内ニ金庫ニ於テ仕払ヲ終ラサリシモノハ第三十条仕払未済金整理ノ例ニ依ル但本条ノ支出残額及仕払未済金ハ寄付者ノ同意ヲ得テ資金トナスコトヲ得

第三十五条　第三十条ニ依リ繰越シタル支出未済及仕払未済ノ金額ニシテ会計法第十八条ニ依リ期満免除トナリタルモノハ総テ資金ニ組入ルヘシ

第三十六条　毎年度ノ歳入中仕払済額及繰越額ヲ扣除シタル残余ハ総テ資金ニ組入ルヘシ

第六章　工事及物件ノ売買貸借

第三十七条　工事及物件ノ売買貸借ニ関スル規則ハ会計規則第七章ノ例ニ依ル

第七章　出納官吏

第三十八条　出納官吏ニ関スル規則ハ会計規則第八章ノ例ニ依ル

第八章　帳簿

第三十九条　大蔵省ハ各学校図書館会計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ予算額確定額収入済額収入未済額歳出ノ予算額確定額支出済額支出未済額ヲ登記スヘシ

第四十条　収入官吏ハ収入簿ヲ備ヘ歳入ノ予算額確定額収入済額収入未済額ヲ登記スヘシ

第四十一条　会計主務官ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ予算額確定額支出済額支出調定済額支出調定未済額ヲ登記スヘシ

第四十二条　会計主任ノ官吏ハ現金出納簿ヲ備ヘ一切其取扱タル現金ノ出納ヲ登記スヘシ

第九章　雑則

第四十三条　本規則ニ依リ出納官吏ヨリ会計検査院ニ提出スル所ノ証明書ニ関スル規程様式ハ会計検査院ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十四条　前条ノ外本規則ニ掲クル諸書類帳簿ノ様式ハ大蔵大臣之ヲ定ムヘシ

第四十五条　所管大臣ハ部下ノ高等官ヲ以テ学校会計監理官トシ学校ノ会計ヲ監督セシムヘシ

第四十六条　本規則ハ明治二十三年四月会計法施行ノ日ヨリ施行ス

本規則ト牴触スル命令ハ総テ本規則施行ノ日ヨリ廃止ス

〔注〕一九〇七・三・二七法律第一三号で失効。

三　帝国大学特別会計法

〔一〕

法律第一九号

一九〇七(明治四〇)年三月二三日(官報三月二五日)

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル帝国大学特別会計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十年三月二十三日

内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望

大蔵大臣　法学博士　阪谷芳郎

文部大臣　牧野伸顕

法律第十九号

帝国大学特別会計法

第一条　東京帝国大学及京都帝国大学ハ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル収入、授業料、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充ツルコトヲ許シ特別ノ会計ヲ立テシム

第二条　前条ノ政府支出金ハ東京帝国大学ニ在リテハ毎年度金百三十万円、京都帝国大学ニ在リテハ毎年度金百万円トシ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第三条　各帝国大学ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産並歳入残余ヨリ成ル

第四条　帝国大学ノ歳出ニ充ツル為必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五条　政府ハ毎年各帝国大学ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト共ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ

第六条　各帝国大学ノ予算中ニハ会計法第七条ノ予備費ヲ設クヘシ

第七条　帝国大学ニ於テ外国ヨリ直接ニ図書、機械、標本及実験用材料ノ買入ヲ為ス場合ニハ前金払ヲ為スコトヲ得

第八条　寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ条件ニ従ヒ之ヲ使用スヘシ

第九条　奨学ヲ目的トスル寄附金ハ帝国大学総長ニ経理ヲ委任スルコトヲ得

第十条　委任経理ニ係ル会計ノ検査ハ会計検査院法第十六条ニ依ル

第十一条　帝国大学ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際各帝国大学ニ於テ従来資金トシテ所有スル動産不動産ハ総テ之ヲ資金ニ編入スヘシ

改正　明四三法律一八、明四四法律二二、明四五法律三、大三法律四、大五法律六、大七法律三、大八法律一一、大九法律二六

〔注〕一九二一・三・三〇法律第一一号で廃止。

四　帝国大学特別会計規則

〔二〕

勅令第五三号

一九〇七（明治四〇）年三月二三日（官報三月二五日）

朕帝国大学特別会計規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治四十年三月二十三日

内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望

大蔵大臣　法学博士　阪谷芳郎

文部大臣　牧野伸顕

勅令第五十三号

帝国大学特別会計規則

第一章　資金

第一条　資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ収入ハ特定ノ用途ニ充テ其ノ残余ハ該資金ノ増殖ニ充ツルモノトス

維持資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ収入ハ帝国大学一般ノ

経費ニ充ツルモノトス

第二条　資金ハ所管大臣之ヲ管理スヘシ

第三条　資金ニ属スル現金ハ総テ大蔵省預金部ニ寄託スヘシ

第四条　資金ニ属スル現金ヲ以テ不動産、公債証書其ノ他ノ証券ニ換ヘ又ハ資金ニ属スル不動産、公債証書其ノ他ノ証券ヲ離権シ又ハ他ノ不動産、公債証書其ノ他ノ証券ニ換ヘムトスルトキハ所管大臣ハ大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ但シ寄附ニ係ル不動産ハ寄附者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ離権スルコトヲ得ス

第五条　資金ニ属スル現金ノ会計ハ別途ノ歳入歳出トシテ之ヲ整理スヘシ

第六条　資金ニ属スル現金ノ受入及払出ニ関スル取扱方ハ所管大臣大蔵大臣ニ協議シテ之ヲ定ムヘシ

第二章　予算決算

第七条　歳入歳出予定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第八条　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日現在ノ資金明細目録ヲ調製シ毎年度ノ予算ニ添附スヘシ

第九条　歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第三章　収入支出

第十条　歳入歳出ノ予算ハ決定ノ後予備費ヲ除キ所管大臣帝国大学総長ニ命シテ之ヲ執行セシムヘシ

所管大臣ハ帝国大学ノ支部長ヲシテ歳出予算ノ一部ヲ執行セシメムトスルトキハ仕払予算ヲ以テ之ヲ命スヘシ

第十一条　帝国大学総長又ハ支部長ハ歳出ヲ支出スル為金庫ニ向ヒテ仕払請求書ヲ発スヘシ

第十二条　帝国大学特別会計ニ於テハ当該年度ノ収入済歳入額ヲ以テ仕払元受高ト為シ歳出ヲ支出スルハ此ノ仕払元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十三条　各年度ノ歳出ニ属スル仕払請求書ヲ発スルハ翌年度四月三十日限トス

第十四条　仕払請求書ノ発行及執行並其ノ取扱手続ハ会計規則仕払命令ノ例ニ依ル

第十五条　帝国大学総長ハ歳出予算明細書ニ定メタル費目ノ彼是流用ヲ要スルトキハ所管大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六条　各年度ニ属スル定額戻入ヲ為スハ翌年度四月三十日ヲ過クルコトヲ得ス

第十七条　帝国大学ニ於テ在外国人、学術家又ハ学術研究旅行者ニ物品ノ購買採集又ハ実験ヲ委託スル場合ニ於テハ其ノ委託ヲ受ケタル者ヲ受取人トシ概算渡ヲ為スコト

ヲ得

第十八条　第一予備金ハ所管大臣之ヲ管理シ会計規則第十八条ニ依ル勅令ニ基キ支出ヲ為シタルトキハ其ノ金額理由ヲ示ス所ノ計算書ヲ作リ大蔵大臣ニ通知スヘシ

第十九条　大蔵大臣第一予備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ会計検査院ニ通知スヘシ

第二十条　歳入ヲ徴収スル官吏ハ其ノ徴収簿ノ結果ニ依リ毎月徴収報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ経由シテ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第四章　年度繰越

第二十一条　毎年度内ニ於テ仕払フヘキ義務ヲ生シ債主ノ支出請求ナキカ又ハ事故アリテ翌年度四月三十日迄ニ仕払請求書ヲ発セサルモノ及仕払請求書ヲ発シタルモ同日迄ニ金庫ニ於テ仕払請求ヲ受ケサルモノハ支出未済又ハ仕払未済トシテ翌年度ニ繰越シ計算ヲ為スヘシ

第二十二条　工事又ハ製造費ニシテ年度内ニ仕払義務ヲ生セス仕払請求書ヲ発スルニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十三条　所管大臣ハ前条ニ依リ繰越ヲ為サムトスルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ作リ参照書類ヲ添ヘ大蔵大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

第二十四条　大蔵大臣ハ前条繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ会計検査院ニ通知スヘシ

第二十五条　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ニシテ毎年度内ニ仕払請求書ヲ発スルニ至ラサリシ残額ハ総テ翌年度ニ繰越シ使用スヘシ其ノ仕払請求書ヲ発シテ年度内ニ金庫ニ於テ仕払ヲ終ラサリシモノハ第二十一条仕払未済金ノ例ニ依ル但シ本条ノ支出残額ニシテ爾後仕払ヲ要セサルモノハ寄附者ノ同意ヲ得テ資金ト為スコトヲ得

第二十六条　第二十一条及前条ニ依リ繰越シタル支出未済及仕払未済ノ金額ニシテ会計法第十八条ニ依リ期満免除ト為リタルモノハ総テ資金ニ組入ルヘシ

第二十七条　毎年度ノ歳入中支出済額及繰越額ヲ控除シタル残余ハ総テ資金ニ組入ルヘシ

第五章　雑則

第二十八条　大蔵省ハ各帝国大学特別会計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ予算額、確定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出ノ予算額、予算決定後増加額、仕払元受高、支出済額、翌年度繰越額、残額ヲ登記スヘシ

第二十九条　歳入ヲ徴収スル官吏ハ徴収簿ヲ備ヘ歳入ノ予算額、確定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額ヲ登記スヘシ

第三十条　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ予算額、仕払請求書受領済額ヲ登記シ又仕払元受高差引簿ヲ備ヘ仕払元受高、仕払請求書受領済額、仕払額ヲ登記スヘシ

第三十一条　本令ニ規定セサルモノニ付テハ会計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

〔注〕一九二一・四・一二勅令第八一号で廃止。

五　帝国大学経理委員会規則

〔一〕

勅令第五四号

一九〇七（明治四〇）年三月二三日（官報三月二五日）

朕帝国大学経理委員会規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治四十年三月二十三日

内閣総理大臣　侯爵　西園寺公望

文部大臣　牧野伸顕

勅令第五十四号

帝国大学経理委員会規則

第一条　東京帝国大学及京都帝国大学ニ帝国大学経理委員会ヲ置ク

第二条　帝国大学経理委員会ハ左ノ事項ヲ審査ス

一　歳入歳出予算編成ニ関スル事項

二　歳入歳出決算ニ関スル事項

三　歳出予算中目ノ設置並金額流用ニ関スル事項

四　第二予備金支出ニ関スル事項

五　資金処分ニ関スル事項

六　其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ニ於テ必要ト認ムル事項

第三条　帝国大学経理委員会ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　文部省専門学務局長及文部大臣官房会計課長

二　大蔵省主計局長及大蔵書記官一人

三　帝国大学各分科大学長及帝国大学書記官一人

帝国大学経理委員会ノ議長ハ帝国大学総長ヲ以テ之ニ充ツ

第四条　職務上当然委員タル者ヲ除クノ外委員ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五条　帝国大学総長ハ必要ニ依リ部下ノ職員ヲ帝国大学経理委員会ノ会議ニ臨時出席セシムルコトヲ得但シ可否

ノ数ニ加ハラス

第六条　帝国大学経理委員会ハ委員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ為スコトヲ得ス

第七条　帝国大学経理委員会ノ議決ハ出席委員ノ過半数ニ依ル可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第八条　議長ハ議事ヲ整理シ決議ヲ帝国大学総長ニ開申ス議長事故アルトキハ委員中首席ノ高等官其ノ事務ヲ代理ス

第九条　帝国大学経理委員会ハ審査ニ関スル規則ヲ議定シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十条　帝国大学経理委員会ハ帝国大学総長之ヲ召集ス但シ軽易ナル事項ニ付テハ別ニ召集ヲ為サス文書ニ依リ表決ヲ求ムルコトヲ得

第十一条　各帝国大学経理委員会ニ幹事一人ヲ置ク議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

幹事ハ帝国大学書記官タル委員ヲ以テ之ニ充ツ

第十二条　各帝国大学経理委員会ニ書記二人ヲ置ク議長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

書記ハ帝国大学書記ノ中ヨリ議長之ヲ命ス

附　則

本令ハ明治四十年度ヨリ之ヲ施行ス

改正　明四一勅令三三、明四一勅令一七五、大八勅令五四

〔注〕一九二五・四・一勅令第一一一号で廃止。

六　大学特別会計法

〔一〕

法律第一一号

一九二一（大正一〇）年三月二九日（官報三月三〇日）

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル大学特別会計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

大正十年三月二十九日

内閣総理大臣　原　敬

大蔵大臣　子爵　高橋是清

文部大臣　中橋徳五郎

法律第十一号

大学特別会計法

第一条　帝国大学ハ各別ニ、其ノ他ノ官立大学ハ之ヲ通シテ一ノ特別会計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル収入、授業料、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

第二条　前条ノ政府支出金ハ東京帝国大学ニ在リテハ毎年

度二百九十五万三千三百五円、京都帝国大学ニ在リテハ毎年度百七十一万五千四百二十八円トシ其ノ他ノ帝国大学及官立大学ニ在リテハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

東京帝国大学ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ関スル研究ノ費用ニ充ツル為必要ナル金額ヲ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ繰入ルルコトヲ得

第三条　各帝国大学及官立大学ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産並歳入残余ヨリ成ル但シ官立大学ニ在リテハ第七条ノ施行予算ノ歳入残余ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大学毎ニ区分シ之ヲ整理スヘシ

第四条　大学ノ歳出ニ充ツル為必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五条　政府ハ毎年各帝国大学及官立大学ノ特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト共ニ之ヲ帝国議会ニ提出スヘシ

第六条　大学特別会計ノ予算中ニハ予備費ヲ設クヘシ但シ東北帝国大学、九州帝国大学、北海道帝国大学及官立大学ノ特別会計予算ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第七条　文部大臣ハ歳入歳出予算決定ノ後予備費ヲ除クノ外各大学毎ニ歳入歳出ノ施行予算ヲ調製シ当該大学ノ総長又ハ学長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歳入歳出予算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八条　大学ニ於テ外国ヨリ直接ニ図書、機械、標本又ハ実験用材料ノ買入ヲ為ス場合ニハ前金払ヲ為スコトヲ得

第九条　寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ条件ニ従ヒ之ヲ使用スヘシ

第十条　奨学ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ当該大学ニ交付シ総長又ハ学長ニ経理ヲ委任スルコトヲ得

第十一条　委任経理ニ係ル会計ノ検査ハ会計検査院法第十六条ノ規定ニ依ル

第十二条　官立大学ニ属スル収入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支弁シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ当該大学ノ為ニ特別会計ヲ設クルモノトス

第十三条　大学特別会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条　官立大学ノ創設費ハ第一条ノ規定ニ拘ラス一般会計ノ所属トス

第十五条　官立大学特別会計ノ設置及官立大学ノ創設ニ付

一般会計及学校及図書館特別会計ニ関渉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

帝国大学特別会計法及大正七年法律第四号ハ之ヲ廃止ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

他ノ法律ニ於テ帝国大学特別会計法トアルハ大学特別会計法トス

仙台高等工業学校ノ設置ニ付東北帝国大学特別会計及学校及図書館特別会計ニ関渉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

改正　大一一法律八、大一二法律一八、大一三法律九、大一四法律一七

〔注〕一九四四・二・一五法律第九号で廃止。

七　大学特別会計規則

〔一〕

勅令第八一号

一九二一（大正一〇）年四月一一日（官報四月一二日）

朕大学特別会計規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正十年四月十一日

内閣総理大臣　原　敬

大蔵大臣　子爵　高橋是清

文部大臣　中橋徳五郎

勅令第八十一号

大学特別会計規則

第一章　資金

第一条　資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ収入ハ特定ノ用途ニ充テ其ノ残余ハ該資金ノ増殖ニ充ツルモノトス

維持資金ヨリ生スル利子其ノ他ノ収入ハ帝国大学ニ在リテハ当該大学ノ経費ニ、官立大学ニ在リテハ官立大学一般ノ経費ニ充ツルモノトス但シ大学特別会計法第三条但書及大正十年勅令第八十二号第二項ノ規定ニ依リ区分整理スル資金ヨリ生スル収入ハ当該大学ノ経費ニ充ツルモノトス

第二条　資金ハ所管大臣之ヲ管理スヘシ

第三条　資金ニ属スル現金ハ総テ大蔵省預金部ニ預入ルヘシ

第四条　資金ニ属スル現金ヲ以テ不動産、公債証書其ノ他

ノ証券ニ換ヘ又ハ資金ニ属スル不動産、公債証書其ノ他ノ証券ヲ離権シ若ハ他ノ不動産、公債証書其ノ他ノ証券ニ換ヘムトスルトキハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ但シ寄附ニ係ル不動産ハ寄附者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ離権スルコトヲ得ス

第五条　資金ニ属スル現金ノ会計ハ別途ノ歳入歳出トシテ之ヲ整理スヘシ

第六条　資金ニ属スル現金ノ受入及払出ニ関スル取扱方ハ所管大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第二章　予算決算

第七条　歳入歳出予定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度八月三十一日迄ニ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第八条　所管大臣ハ其ノ年三月三十一日現在ノ資金明細目録ヲ調製シ毎年度ノ予算ニ添附スヘシ

第九条　歳入歳出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第三章　収入支出

第十条　所管大臣ハ学部長、医学部附属医院長、伝染病研究所長又ハ東京帝国大学附属航空研究所長ヲシテ歳入歳出予算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ歳出予算ヲ施行セシメムトスルトキハ仕払予算ヲ以テ之ヲ命スヘシ

第十一条　総長、学長又ハ前条ノ規定ニ依リ歳出予算ノ施行ヲ命セラレタル者ハ歳出ヲ支出スル為金庫ニ仕払請求書ヲ発スヘシ

第十二条　大学ニ於テハ当該年度ノ収入済歳入額ヲ以テ仕払元受高ト為シ歳出ヲ支出スルハ此ノ仕払元受高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十三条　各年度ノ歳出ニ属スル仕払請求書ヲ発スルハ翌年度四月三十日限トス

第十四条　仕払請求書ノ発行及執行並其ノ取扱手続ハ会計規則仕払命令ノ例ニ依ル

第十五条　歳出予算明細書ニ定メタル費目ノ彼此流用ヲ要スルトキハ総長又ハ学長ハ所管大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六条　各年度ニ属スル定額戻入ヲ為スハ翌年度四月三十日ヲ過クルコトヲ得ス

第十七条　大学ニ於テ在外国人、学術家又ハ学術研究旅行者ニ物品ノ購買、採集又ハ実験ヲ委託スル場合ニ於テハ其ノ委託ヲ受ケタル者ヲ受取人トシ概算渡ヲ為スコトヲ得

第十八条　第一予備金ハ所管大臣之ヲ管理シ会計規則第十八条ノ規定ニ依ル勅令ニ基キ支出ヲ為シタルトキハ其ノ

金額理由ヲ示ス計算書ヲ作リ大蔵大臣ニ通知スヘシ

第十九条　大蔵大臣第一予備金支出ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ会計検査院ニ通知スヘシ

第二十条　帝国大学ニ於テ歳入ヲ徴収スル官吏ハ其ノ徴収簿ノ結果ニ依リ毎月徴収報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ翌月五日迄ニ所管大臣ヲ経由シテ之ヲ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第四章　年度繰越

第二十一条　毎年度内ニ於テ仕払フヘキ義務ヲ生シ債主ノ支出請求ナキカ又ハ事故アリテ翌年度四月三十日迄ニ仕払請求書ヲ発セサルモノ及仕払請求書ヲ発シタルモ同日迄ニ金庫ニ於テ仕払請求ヲ受ケサルモノハ支出未済又ハ仕払未済トシテ翌年度ニ繰越シ計算ヲ為スヘシ

第二十二条　工事費又ハ製造費ニシテ年度内ニ仕払義務ヲ生セス仕払請求書ヲ発スルニ至ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十三条　所管大臣ハ前条ノ規定ニ依リ繰越ヲ為サムトスルトキハ翌年度四月三十日迄ニ繰越計算書ヲ作リ参照書類ヲ添ヘ大蔵大臣ノ承認ヲ求ムヘシ

第二十四条　大蔵大臣ハ前条ノ繰越ヲ承認シタルトキハ之ヲ会計検査院ニ通知スヘシ

第二十五条　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ニシテ毎年度内ニ仕払請求書ヲ発スルニ至ラサリシ残額ハ総テ翌年度ニ繰越シ使用スヘシ其ノ仕払請求書ヲ発シテ年度内ニ金庫ニ於テ仕払ヲ終ラサリシモノハ第二十一条ノ仕払未済金ノ例ニ依ル但シ本条ノ支出残額ニシテ爾後仕払ヲ要セサルモノハ寄附者ノ同意ヲ得テ資金ト為スコトヲ得

第二十六条　第二十一条又ハ前条ノ規定ニ依リ繰越シタル支出未済及仕払未済ノ金額ニシテ会計法第十八条ノ規定ニ依リ期満免除ト為リタルモノハ総テ資金ニ組入ルヘシ

第二十七条　毎年度ノ歳入中支出済額及繰越額ヲ控除シタル残余ハ総テ資金ニ組入ルヘシ

第五章　雑則

第二十八条　大蔵省ハ各帝国大学特別会計及官立大学特別会計ノ主計簿ヲ備ヘ歳入ノ予算額、確定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、歳出ノ予算額、予算決定後増加額、仕払元受高、支出済額、翌年度繰越額、残額ヲ登記スヘシ

第二十九条　歳入ヲ徴収スル官吏ハ徴収簿ヲ備ヘ歳入ノ予算額、確定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額ヲ登記スヘシ

第三十条　文部省ハ官立大学特別会計ノ歳入簿ヲ備ヘ歳入

ノ予算額、確定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額ヲ登記スヘシ

第三十一条　金庫出納役ハ支出簿ヲ備ヘ歳出ノ予算額、仕払請求書受領済額ヲ登記シ仕払元受高差引簿ヲ備ヘ仕払元受高、仕払請求書受領済額、仕払額ヲ登記スヘシ

第三十二条　本令ニ規定セサルモノニ付テハ会計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

帝国大学特別会計規則ハ之ヲ廃止ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

改正　大一一勅令四一、大一二勅令一六五、大一四勅令一一七、昭七勅令九、昭八勅令一八二

〔注〕一九四四・九・二七勅令第五六三号で廃止。

八　大学特別会計法一部改正

〔一〕

法律第一七号

一九二五(大正一四)年三月二八日(官報三月三〇日)

大学特別会計法中左ノ通改正ス

第一条　帝国大学及其ノ他ノ官立大学ハ各之ヲ通シテ一ノ特別会計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金、資金ヨリ生スル収入、授業料、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

第二条　前条ノ政府支出金ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

第二条ノ二　帝国大学ノ資金及歳入歳出ハ帝国大学毎ニ区分シ之ヲ整理スヘシ

第三条及第五条中「各帝国大学」ヲ「帝国大学」ニ改ム

第六条　削除

第七条中「予備費ヲ除クノ外」ヲ削ル

第十二条中「官立大学」ヲ「大学」ニ改ム

附　則

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス

大正八年法律第十二号ハ之ヲ廃止ス

本法施行ノ際ニ於ケル各帝国大学ノ資金及大正十三年度各帝国大学特別会計ノ歳入残余ハ之ヲ帝国大学資金ニ編入スヘシ

本法施行ノ際ニ於ケル学校及図書館資金ニシテ京都帝国大学及東北帝国大学ノ用ニ供スルモノハ之ヲ帝国大学資金ニ編入シ各之ヲ当該大学ノ資金トシテ区分整理スヘシ

大正十三年度各帝国大学特別会計歳入歳出予算中翌年度ニ

繰越ヲ要スルモノハ之ヲ帝国大学特別会計ニ繰越使用スヘシ

九　学校特別会計法〔抄〕

〔一〕

法律第九号

一九四四(昭和一九)年二月一四日(官報二月一五日)

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル学校特別会計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和十九年二月十四日

内閣総理大臣　東條　英機
大蔵大臣　賀屋　興宣
運輸通信大臣　八田　嘉明
文部大臣　子爵　岡部　長景

法律第九号

学校特別会計法

第一条　帝国大学、其ノ他ノ官立大学及文部省直轄諸学校(以下大学及学校ト称ス)ハ之ヲ通ジテ一ノ特別会計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府支出金、資金ヨリ生ズル収入、授業料、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

第二条　前条ノ政府支出金ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第三条　本会計ノ歳入歳出ハ帝国大学、官立大学及直轄諸学校ニ区分シ之ヲ整理スベシ

第四条　文部大臣ハ歳入歳出予算決定ノ後各大学及学校毎ニ歳入歳出ノ施行予算ヲ調製シ当該大学ノ総長若ハ学長又ハ当該学校長ヲシテ之ヲ施行セシムベシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル者以外ノ者ヲシテ歳入歳出予算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第五条　大学及学校ノ資金ハ政府ヨリ交付ヲ受ケ又ハ寄附ヲ受ケタル動産及不動産並ニ歳入残余ヨリ成ル

第六条　大学及学校ノ資金ハ帝国大学、官立大学及直轄諸学校ニ区分シ之ヲ整理スベシ但シ第四条ノ施行予算ノ歳入残余ヨリ成ル分ハ更ニ各大学及学校毎ニ区分シ之ヲ整理スベシ

第七条　大学及学校ノ資金ハ大学及学校ノ歳出ニ充ツル為必要アル場合又ハ特別ノ事由アリ且資金所有ノ目的ニ反セザル場合ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八条　大学及学校ニ於テ外国ヨリ直接ニ標本又ハ実験用材料ノ買入ヲ為ス場合ニ於テハ前金払ヲ為スコトヲ得

第九条　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ハ其ノ条件ニ従ヒ之ヲ使用スベシ

第十条　奨学ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ当該大学又ハ学校ニ交付シ総長若ハ学長又ハ学校長ニ経理ヲ委任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル委任経理ニ係ル会計ノ検査ハ会計検査院法第十六条ノ規定ニ依ル

第十一条　政府ハ毎年本会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出ノ総予算ト共ニ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ

第十二条　大学及学校ニ属スル収入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支弁シ別ニ政府支出金ヲ要セザルニ至リタルトキハ当該大学及学校ノ為ニ特別会計ヲ設クルモノトス

第十三条　本会計ノ収入支出ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

第十四条　本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十五条　大学特別会計法、学校及図書館特別会計法及昭和十七年法律第二十五号ハ之ヲ廃止ス但シ昭和十八年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第十六条　昭和十八年度末現在ノ帝国大学、官立大学及学校及図書館ノ資金ニシテ帝国図書館ノ用ニ供スルモノ以外ノモノハ之ヲ大学及学校ノ資金ニ編入スベシ

前項ノ規定ニ依リ大学及学校ノ資金ニ編入スルモノニシテ各帝国大学毎ニ区分整理シ来リタルモノ(大学特別会計法第三条ニ規定スル歳入残余ヨリ成ルモノニ限ル)並ニ各官立大学及直轄諸学校毎ニ区分整理シ来リタルモノハ之ヲ当該大学及学校毎ニ区分整理スベシ

第十七条　昭和十七年法律第二十五号ニ依リ学校及図書館資金トシテ東京高等商船学校、神戸高等商船学校、富山商船学校、鳥羽商船学校、大島商船学校、鹿児島商船学校、広島商船学校、粟島商船学校及弓削商船学校ノ各学校毎ニ区分整理シ来リタルモノハ当分ノ内大学及学校ノ資金トシテ当該学校毎ニ区分整理スベシ

前項ノ規定ニ依リ区分整理シタル資金ヨリ生ズル収入ハ予算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ一般会計ニ繰入レ当該学校ノ経費ニ充ツルコトヲ得

第十八条　帝国大学、官立大学及学校及図書館ノ各特別会計ノ昭和十八年度ノ歳入残余ニシテ帝国図書館ニ属スルモノ以外ノモノハ之ヲ大学及学校ノ資金ニ編入スベシ

前項ノ規定ニ依リ大学及学校ノ資金ニ編入スルモノニシ

テ大学特別会計法第七条及学校及図書館特別会計法第八条ノ施行予算ノ昭和十八年度ノ歳入残余ヨリ成ルモノハ之ヲ当該大学及学校毎ニ区分整理スベシ

第十九条　前三条ニ規定スルモノノ外帝国大学、官立大学及学校及図書館ノ各特別会計廃止ノ際之ニ属スル権利義務ニシテ帝国図書館ニ属スルモノ以外ノモノハ之ヲ本会計ニ帰属セシム

第二十条　昭和十八年度末現在ノ学校及図書館資金ニシテ帝国図書館ノ用ニ供スルモノ及学校及図書館特別会計ノ昭和十八年度ノ歳入残余ニシテ帝国図書館ニ属スルモノハ之ヲ一般会計ニ帰属セシム

前項ニ規定スルモノノ外学校及図書館特別会計廃止ノ際之ニ属スル権利義務ニシテ帝国図書館ニ属スルモノハ之ヲ一般会計ニ帰属セシム

第二十一条　帝国大学、官立大学及学校及図書館ノ各特別会計ノ昭和十八年度歳出予算中翌年度ニ繰越ヲ要スル経費ニシテ帝国図書館ニ関スルモノ以外ノモノハ之ヲ本会計ニ繰越シ使用スルコトヲ得

学校及図書館特別会計ノ昭和十八年度歳出予算中翌年度ニ繰越ヲ要スル経費ニシテ帝国図書館ニ関スルモノハ之ヲ一般会計ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十二条　一般会計ノ文部省所管昭和十八年度歳出予算中翌年度ニ繰越ヲ要スル経費ニシテ官立大学及直轄諸学校ニ関スルモノハ東京帝国大学其他震災復旧及新営費ヲ除クノ外之ヲ本会計ニ繰越シ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰越ヲ為シタル場合ニ於テハ一般会計ハ其ノ繰越額ニ相当スル金額ヲ本会計ニ繰入ルベシ

第二十三条　帝国大学及官立大学ノ各特別会計ニ於ケル昭和十八年度歳出予算中ノ継続費ハ昭和十九年度以降本会計ノ所属トス

一般会計ニ於ケル文部省所管昭和十八年度歳出予算中ノ継続費ニシテ官立大学及直轄諸学校ニ関スルモノハ東京帝国大学其他震災復旧及新営費ヲ除クノ外昭和十九年度以降本会計ノ所属トス

第二十四条　大学特別会計法第十条及学校及図書館特別会計法第十一条ノ規定ニ依リ経理ヲ委任シタル奨学ヲ目的トスル寄附金ノ支払残額ハ第十条ノ規定ニ依リ経理ヲ委任シタルモノト看做ス

〔以下略〕

〔注〕一九四七・三・三一法律第四二号で廃止。

一〇　学校特別会計規則（抄）

勅令第五六三号
一九四四（昭和一九）年九月二六日（官報九月二七日）

朕学校特別会計規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十九年九月二十六日

内閣総理大臣　小磯國昭
大蔵大臣　石渡荘太郎
文部大臣　二宮治重

勅令第五百六十三号

学校特別会計規則

第一条　歳入歳出ノ予定計算書ハ文部大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

第二条　文部大臣ハ大学ノ学部長、研究所長若ハ附属医院長又ハ文部大臣官房会計課長ヲシテ歳入歳出予算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第三条　本会計ニ於テハ当該年度ノ収入済歳入額ヲ以テ支払元受高トシ歳出ヲ支出スルハ此ノ支払元受高ヲ超過スルコトヲ得ズ

第四条　大学及学校ニ於テ在外国人、学術家又ハ学術研究旅行者ニ物品ノ購買若ハ採集、試験、研究又ハ調査ヲ委託スル場合ニ於テハ其ノ委託ヲ受ケタル者ヲ受取人トシテ概算払ヲ為スコトヲ得

第五条　毎年度内ニ支払ヲ為スベキ義務ヲ生ジ翌年度四月三十日迄ニ小切手ヲ振出サザルモノハ支出未済トシテ逓次翌年度ニ繰越シ時効完成ニ至ル迄ハ支払ノ請求アル毎ニ小切手ヲ振出スベシ但シ支出未済ノ繰越額ハ支出済額ト合シテ予算定額ヲ超過スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ繰越シタル支出未済ノ金額ニシテ時効ニ因リ支払義務消滅シタルモノハ之ヲ資金ニ組入ルベシ

第六条　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ヲ以テ支弁スベキ経費ニシテ毎年度内ニ支払ヲ為スベキ義務ヲ生ゼズ小切手ヲ振出スニ至ラザリシモノハ之ヲ逓次翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第七条　特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ノ支出残額ニシテ爾後支払ヲ要セザルモノ（時効ニ因リ支払義務消滅シタルモノヲ除ク）ハ寄附者ノ同意ヲ得テ之ヲ資金ニ組入ルルコトヲ得

第八条　会計規則第五十四条ノ規定ニ依リ歳入ニ組入ルベキモノハ之ヲ資金ニ組入ルベシ

第九条　毎年度ニ於ケル歳入ノ収入済額ヨリ歳出ノ支出済額、翌年度繰越額並ニ第五条第二項及第七条ノ規定ニ依

ル資金組入額ヲ控除シタル残余ハ之ヲ資金ニ組入ルベシ

第十条　資金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ之ヲ特別資金トシ其ノ他ノモノハ之ヲ維持資金トス

特別資金ヨリ生ズル利子其ノ他ノ収入ハ之ヲ特定ノ用途ニ充テ其ノ残余ハ当該資金ノ増殖ニ充ツルモノトス

維持資金ヨリ生ズル利子其ノ他ノ収入ハ之ヲ夫々帝国大学、官立大学及直轄諸学校一般ノ経費ニ充ツルモノトス

但シ学校特別会計法第六条但書、第十六条第二項及第十八条第二項ノ規定ニ依リ区分整理スル資金其ノ他各大学及学校ノ用ニ供スル資金ヨリ生ズル収入ハ当該大学及学校ノ経費ニ充ツルモノトス

第十一条　資金ハ文部大臣之ヲ管理スベシ

第十二条　資金ニ属スル現金ハ之ヲ大蔵省預金部ニ預入ルベシ

第十三条　資金ニ属スル不動産ヲ離権スル場合ニ於テ当該不動産ガ寄附ニ係ルモノナルトキハ寄附者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十四条　学校特別会計法第七条ノ規定ニ依リ資金ヲ支消スルコトヲ得ルハ左ニ掲グル場合ニ限ル

一　大学及学校ノ創設及整備ニ要スル経費ニ充用スルトキ

二　前号ノ場合ノ外不動産、船舶、機械、器具又ハ図書ノ取得、修理、改造又ハ移設ニ要スル経費及図書ノ整理ニ要スル経費ニ充用スルトキ

三　他ノ会計ヨリ無償ニテ所属換ヲ受ケタル森林原野ヲ当該他ノ会計ノ所属ニ移ストキ

四　都市計画其ノ他ノ必要ニ基キ土地ヲ公共用ニ供スルトキ

五　国有財産法施行令第十条ノ規定ニ依リ不動産ヲ譲与スルトキ

第十五条　資金ニ属スル現金ノ会計ハ別途ノ歳入歳出トシテ之ヲ整理スベシ

第十六条　資金ニ属スル現金ノ出納ニ関スル手続ハ文部大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ムベシ

第十七条　大学ノ歳入徴収官ハ毎月徴収報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ当該大学ノ総長又ハ学長ニ送付スベシ

大学ノ総長又ハ学長ハ徴収報告書ニ依リ毎月当該大学ノ徴収集計報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ之ヲ文部大臣ニ送付スベシ

第十八条　文部大臣ハ徴収集計報告書及大学ノ歳入徴収官以外ノ歳入徴収官ヨリ送付ニ係ル徴収報告書ニ依リ毎月徴収総報告書ヲ調製シ参照書類ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ

大蔵大臣ニ送付スベシ

第十九条　大学ノ支出官ハ毎月支出済額報告書ヲ調製シ之ヲ当該大学ノ総長又ハ学長ニ送付スベシ

大学ノ総長又ハ学長ハ支出済額報告書ニ依リ毎月当該大学ノ支出済額集計報告書ヲ調製シ支出済額報告書ヲ添ヘ之ヲ文部大臣ニ送付スベシ

第二十条　文部大臣ハ支出済額集計報告書及大学ノ支出官以外ノ支出官ヨリ送付ニ係ル支出済額報告書ニ依リ毎月支出総報告書ヲ調製シ支出済額報告書ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

第二十一条　大学ニ於テ歳入徴収官又ハ支出官一人ナル場合ニ於テハ徴収報告書又ハ支出済額報告書ヲ以テ当該大学ノ徴収集計報告書又ハ支出済額集計報告書ニ充ツルコトヲ得

第二十二条　歳入歳出ノ決定計算書ハ文部大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

文部大臣ハ毎年度当該年度以前既往五箇年度間資金増減明細表ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大蔵大臣ニ送付スベシ

第二十三条　大学ハ徴収集計簿ヲ備ヘ当該大学ノ歳入ノ調定済額、収入済額、不納欠損額及収入未済額ヲ登記スベシ但シ歳入徴収官一人ナル場合ニ於テハ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十四条　支出官ハ支出簿ノ外支払元受高差引簿ヲ備ヘ支払元受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ

第二十五条　大学ハ支出集計簿及支払元受高集計差引簿ヲ備ヘ支出集計簿ニハ当該大学ノ歳出ノ支払予算額、支出済額及支払予算残額ヲ登記シ支払元受高集計差引簿ニハ当該大学ノ支払元受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ此等ヲ省略スルコトヲ得

第二十六条　文部省ハ歳出簿ノ外支払元受高総差引簿ヲ備ヘ本会計ノ支払元受高、支出済額及残額ヲ登記スベシ

第二十七条　文部大臣ハ部内ノ高等官ノ中ヨリ学校会計監理官ヲ命ジ大学及学校ノ会計ヲ監督セシムベシ

第二十八条　本令ニ規定セザルモノニ付テハ会計規則ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ適用ス

大学特別会計規則及学校及図書館特別会計規則ハ之ヲ廃止ス但シ昭和十八年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

〔以下略〕

〔注〕一九四七・三・三一法律第四二号で失効。

一一　公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律

〔抄〕　　〔一〕

法律第四二号

一九四七(昭和二二)年三月三一日

朕は、帝国議会の協賛を経た公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名　御璽

昭和二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　吉田　茂
逓信大臣　一松　定吉
大蔵大臣　石橋　湛山
運輸大臣　増田甲子七
文部大臣　高橋誠一郎
農林大臣　木村小左衛門

法律第四十二号

第一条　左の法律は、これを廃止する。

公債金特別会計法

為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法

特殊財産資金特別会計法

学校特別会計法

大正十三年法律第十号(高等諸学校震災復旧諸費に関する予算の施行に関する法律)

〔中略〕

第十条　昭和二十一年度末現在の学校特別会計法第五条の規定に基く大学及び学校の資金及び同法第十七条の規定に基いて大学及び学校の資金として整理してきたもので現金及び有価証券を以て保有するものは、これを一般会計所属の資金とする。

前項の資金は、これを大学及び学校資金といふ。

大学及び学校資金は、文部大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

大学及び学校資金は、予算の定めるところにより、これを使用することができる。

大学及び学校資金に属する現金は、これを大蔵省預金部に預け入れなければならない。

前二項に規定するものの外、大学及び学校資金の運用及び使用に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

第十一条　帝国大学その他の文部省直轄の大学及び学校に

おける奨学を目的とする寄附金は、これを命令の定めるところにより、当該大学又は学校に交付し、総長若しくは学長又は学校長に経理を委任することができる。

学校特別会計法第十条の規定により経理を委任した奨学を目的とする寄附金の昭和二十一年度末現在の支払残額は、これを前項の規定により経理を委任したものとみなす。

第十二条　この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附　則

第十三条　この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。〔以下略〕

改正　昭三九法律五五

一二　大学及び学校資金の運用等に関する政令　〔一〕

政令第六〇号
一九四八(昭和二三)年三月二四日

大学及び学校資金の運用等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十三年三月二十四日

内閣総理大臣　芦田　均

政令第六十号

第一条　昭和二十二年法律第四十二号(公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律)第十条に規定する大学及び学校資金の運用、使用及び管理に関しては、この政令の定めるところによる。

第二条　大学及び学校資金に属する現金は、これを国債に運用することができる。

第三条　大学及び学校資金から生ずる果実は、これを資金に組み入れなければならない。

第四条　大学及び学校資金は、左に掲げる場合に限り、予算の定めるところにより、これを使用することができる。但し、特に用途を指定されている大学及び学校資金を指定された用途以外の経費に使用する場合は、用途指定者の同意を得なければならない。

一　国立総合大学又はその他の文部省直轄の大学若しくは学校(以下大学及び学校という。)の創設又は整備に必要な経費に充用するとき

二　前号の場合の外大学及び学校において不動産、船舶、

機械、器具又は図書の取得、修理、改造又は移設に必要な経費に充用するとき

第五条　文部大臣は、大学及び学校資金の管理に関する事務の一部を大学及び学校の長並びに文部大臣官房会計課長に取り扱わしめることができる。

第六条　大学及び学校資金の管理に関する手続は、文部大臣が、大蔵大臣に協議してこれを定める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

大蔵大臣　北村徳太郎
文部大臣　森戸辰男
内閣総理大臣　芦田　均

〔注〕一九六四・四・三政令第一一二号で廃止。

一三　国立学校特別会計法(抄)

〔一〕

法律第五五号
一九六四(昭和三九)年四月三日

国立学校特別会計法をここに公布する。

御名御璽

昭和三十九年四月三日

内閣総理大臣　池田　勇人

法律第五十五号

国立学校特別会計法

(設置)

第一条　国立学校(国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第二条第一項に規定する国立学校及び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第三条第一項に規定する国立工業教員養成所をいう。以下同じ。)の充実に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条　この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条　この会計においては、一般会計からの繰入金、授業料、入学料、検定料、病院収入、積立金からの受入金、借入金、財産処分収入、寄附金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国立学校の運営費、施設費、奨学交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸

費をもつて歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

第四条　文部大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（借入金）

第七条　この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2　前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（借入限度の繰越し）

第八条　この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

（一時借入金等）

第九条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2　前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3　第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務）

第十条　第七条の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

第十一条　第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（剰余金の積立て等）

第十二条　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより積立金として積み立て、なお、残余があるときは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

2　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補足するものとする。

3　この会計の積立金は、国立学校の施設の整備の財源に充てるため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

4　この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第十三条　文部大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十四条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十五条　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（支出未済額の繰越し）

第十六条　この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　文部大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定により繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知

は、必要としない。

（委任経理）

第十七条　国立学校における奨学を目的とする寄附金を受けた場合において、必要があるときは、文部大臣は、当該寄附金に相当する金額を国立学校の学長又は校長に交付し、その経理を委任することができる。

（実施規定）

第十八条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2　昭和三十八年度における一般会計の歳出予算のうち、文部省所管の国立学校に係る経費で財政法第十四条の三第一項又は同法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

3　前項の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一条の規定により昭和三十九年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和三十八年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、前項の繰越額に相当する金額は、この会計の昭和三十九年度の歳入に繰り入れるものとする。

4　昭和三十九年四月一日において一般会計に所属する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

5　この法律施行の際における大学及び学校資金（公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律（昭和二十二年法律第四十二号）第十条第二項に規定する資金をいう。）は、政令で定めるところにより、この会計の積立金に組み入れるものとする。

6　第四項の規定によりこの会計に帰属した国有財産で、この法律施行後において引き続き一般会計の使用に供されるものについては、昭和三十九年度に限り無償として整理するものとする。

7　一般会計所属の国有財産を国立学校の用に供するためこの会計に所管換若しくは所属替（以下次項において「所管換等」という。）をし、又は使用させる場合においては、当分の間、無償として整理するものとする。

8　この会計において、前項の所管換等を受けた場合において、この会計所属の国有財産を当該所管換等をした各省各庁に係る一般会計所属の行政財産とする必要があることにより所管換等をするときは、政令で定めるところ

により、無償として整理することができる。

9　公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

〔中略〕

大蔵大臣　田中　角栄
文部大臣　灘尾　弘吉
内閣総理大臣　池田　勇人

改正　昭四〇法律一六、法律一九、昭四四法律四〇、昭四六法律二三、昭四七法律一六、昭四八法律一〇三、昭五五法律一四、昭五九法律一三、平四法律三七

一四　国立学校特別会計法施行令〔抄〕

〔一〕

政令第一一二号
一九六四（昭和三九）年四月三日

国立学校特別会計法施行令

内閣は、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十二条第一項、第十八条並びに附則第四項、第五項及び第八項並びに会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（歳入歳出予定計算書等）

第一条　国立学校特別会計の歳入歳出予定計算書は、歳入にあつては、その性質に従つてその金額を款項に区分し、更に各項の金額を各目に区分し、見積りの理由及び計算の基づくところを示し、歳出にあつては、その金額を事項別に区分し、経費要求の説明、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

2　この会計の継続費要求書は、継続費について、事項ごとにその必要の理由を明らかにするとともに、その経費の総額、年割額、当該事項に対する項の金額等を示さなければならない。

3　この会計の繰越明許費要求書は、繰越明許費について、事項ごとに、その必要の理由を明らかにするとともに、繰越しを必要とする経費の項の名称を示さなければならない。

4　この会計の国庫債務負担行為要求書は、国庫債務負担行為について、事項ごとにその必要の理由を明らかにし、かつ、これをする年度及び債務負担の限度額を明らかにし、また、必要に応じ、これに基づいて支出をすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

5　この会計の歳入歳出予定計算書には、この会計の歳入歳出の予定全体に関する説明を附さなければならない。

6　この会計の歳入歳出予定計算書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書は、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「令」という。)第十一条第五項の規定の例により、大蔵大臣に送付しなければならない。

7　前項に規定する書類には、予算総則に規定する必要がある事項に関する調書を添附しなければならない。

(歳入歳出予定額各目明細書)

第二条　文部大臣は、大蔵大臣の定めるところにより、歳入歳出予算に基づき歳入歳出予定額各目明細書を、継続費に基づき継続費予定額各目明細書を作成し、予算が国会に提出された後、直ちに大蔵大臣に送付しなければならない。

2　前項に規定する歳入歳出予定額各目明細書及び継続費予定額各目明細書は、各項の金額を各目に区分し、必要に応じ、更に各目の金額を細分し、かつ、これらの計算の基づくところを示さなければならない。

3　前項の規定による目の区分及び各目の細分は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(支払元受高)

第三条　この会計においては、当該年度の収納済歳入額並びに国立学校特別会計法(以下「法」という。)第九条第一項の規定による一時借入金及び繰替金をもつて支払元受高とし、歳出を支出するには、この支払元受高を超過することができない。

(積立金の繰替え使用)

第四条　この会計において、支払上現金に不足があるときは、文部大臣は、大蔵大臣の承認を経て、積立金に属する現金を前条の支払元受高に繰り替えて使用することができる。

2　前項の規定により繰替え使用をした金額は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(資金の前渡)

第五条　支出官は、隔地に置かれている国立大学の学部、国立大学に附置された研究所、国立大学の学部に附属して設置された病院その他国立学校の施設で大蔵大臣の指定するものに係る経費のうち、燃料費、光熱水料、食糧費、医療費及び教育研究用の機械器具購入費については、所属の出納官吏に資金の前渡をすることができる。

(積立金の積立て)

第六条　法第十二条第一項の規定による積立金の積立ては、毎会計年度の決算上の剰余金について、当該年度の収納済額が歳入予算の額をこえている場合において当該こえた金額(予算総則で定めるところにより、経費の増加に充てられることとされた金額があるときは、当該こえた金額から、経費の増加に充てられることとされた金額を控除した金額に相当する金額)を限度として行なうものとする。

2　前項の積立金の計算に関する細目は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(歳入歳出決定計算書等の送付期限)

第七条　この会計の歳入歳出決定計算書及び債務に関する計算書は、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

2　この会計の継続費決算報告書は、当該継続費の年割額の最後の支出の属する年度の歳入歳出決定計算書とともに大蔵大臣に送付しなければならない。

(委任経理の実施細目)

第八条　法第十七条の規定による委任経理に関し必要な事項は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(文部省の帳簿)

第九条　文部省においては、日記簿、原簿及び補助簿を備え、この会計に関する一切の計算を登記しなければならない。

第十条　文部省においては、前条及び令第百三十条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、これに支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

(支出官の帳簿)

第十一条　支出官は、令第百三十三条及び第百三十四条に規定する帳簿のほか、支払元受高差引簿を備え、これに支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。

(帳簿の様式及び記入の方法)

第十二条　前三条に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、大蔵大臣が定める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2　法附則第四項の規定によりこの会計に帰属する資産及び負債の範囲、帰属の時期その他帰属に関し必要な事項は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

3　法附則第五項の規定による大学及び学校資金のこの会計の積立金への組入れは、昭和三十九年四月三十日に行なうものとする。

4　法附則第八項の所管換等は、法附則第七項の所管換等とおおむね同一の時期に行なう場合に限り、かつ、同項の規定によりこの会計において所管換等を受けた財産の価額に文部大臣が大蔵大臣に協議して定める金額を加算した金額の範囲内においてすることができる。

5　大学及び学校資金の運用等に関する政令（昭和二十三年政令第六十号）は、昭和三十九年五月一日に廃止する。

〔中略〕

大蔵大臣　田中　角栄
文部大臣　灘尾　弘吉
内閣総理大臣　池田　勇人

改正　昭四〇政令三六七、平四政令二二五